

## 神戸市における受動喫煙防止に関する啓発の取り組み

## 神戸市保健福祉局保健所調整課

## 1. 受動喫煙防止に関する動向について

平成 28 年 8 月に厚生労働省が発表した「たばこ白書」において、受動喫煙による肺がんリスクが 1.3 倍になることが示され、健康被害の予防という観点からも、望まない受動喫煙を防止することは重要な課題であるという認識が広がった。

また、平成 30 年 7 月 18 日に受動喫煙対策を強化する「改正健康増進法」が成立した。平成 32 年 4 月の全面施行へ向けて、今年度中から段階的に施行される予定である。

なお、兵庫県では、平成 25 年 4 月に施行開始した「受動喫煙の防止等に関する条例」について今年度中の改正に向け、見直し検討中である。

## 【主な動向】

- ・ 国 改正健康増進法 平成 30 年 7 月 18 日に成立
- ・ 東京都 東京都受動喫煙防止条例 平成 30 年 6 月 27 日に成立
- ・ 兵庫県 受動喫煙の防止等に関する条例 平成 30 年度中に見直し
  - ① 第 1 回、第 2 回検討委員会（平成 29 年 7 月 3 日、平成 30 年 3 月 12 日）
    - ・ 条例の見直しにあたっては、国の健康増進法にあわせつつ、法律よりも一歩進めると合意。
  - ② 第 3 回検討委員会（平成 30 年 7 月 5 日）※委員会名簿は別紙参照
    - ・ 「喫煙環境表示の強化」「子どもの受動喫煙防止に関する責務の追加」「広報・教育活動の強化」などの論点について検討。
  - ③ 保健所設置市連絡会議（平成 30 年 7 月 17 日）
    - ・ 神戸市、尼崎市、西宮市、明石市、姫路市参加。
    - ・ 苦情内容・課題等の情報共有や、意見交換の実施。

## 2. 啓発の取り組み、今後の方向性（予定）

- (1) 屋内禁煙について啓発
  - ・ 兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づく啓発
  - ・ 飲食店関係者向けの啓発（食品衛生責任者養成講習会での案内）を継続
- (2) 子どもの受動喫煙防止の啓発
  - ・ 学校園への受動喫煙防止啓発看板の送付  
（市立幼稚園、公園へは平成 30 年世界禁煙デーにあわせて配布済み）
- (3) 世界禁煙デーにおける啓発
  - ・ 5 月 31 日の世界禁煙デーにおける街頭キャンペーンの継続
- (4) 神戸市成人お祝いの会でのスクリーン CM の実施
- (5) 「職場におけるたばこ対策ハンドブック」のホームページでの公開
- (6) 食品衛生責任者養成講習会での周知（チラシ・禁煙シール等の配布）
- (7) 改正健康増進法施行に向けた、関係部局との調整

## 第3回兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会(30.7.5)名簿

## 【委員】

※五十音順

氏名	所属・役職
足立 光平	(一社)兵庫県医師会副会長
石見 利勝	兵庫県市長会副会長
河口 紅	特定非営利活動法人さんびいす理事長
北野 美智子	兵庫県連合婦人会長
小林 由佳	神戸新聞論説委員
Sarah Louise Barber	WHO 健康開発総合研究センター所長
西口 久代	(公社)兵庫県看護協会専務理事
箱崎 孝治	全料飲生活衛生同業組合連合会会長
藤原 久義	県立尼崎総合医療センター名誉院長
増田 晴信	兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長
三宅 圭一	(一社)兵庫県薬剤師会副会長
森田 健司	(一社)兵庫県歯科医師会常務理事
安田 義秀	兵庫県商工会議所連合会常務理事
大和 浩	産業医科大学産業生態科学研究所教授

## 【事務局(県出席者)】

氏名	所属・役職
松原 昭雄	健康福祉部健康局長
藤原 恵美子	〃 健康増進課長
宮崎 伸一	〃 副課長
篠井 省吾	〃 受動喫煙対策班長
松田 良介	〃 職員

◎ 法案、他団体条例との比較

30.7.5(木)第3回兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会の資料より抜粋（神戸市にて一部修正）

区分		改正健康増進法(30.7.18可決)	兵庫県(25.4.1施行)	神奈川県(22.4.1施行)	東京都(30.6.27本会議可決)	
概要		望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設の一定の場所を除き喫煙を禁止	県民の健康で快適な生活の維持を図るため、不特定又は多数の人が出入りする空間(公共的空間)を有する施設を対象として規制	受動喫煙による健康への悪影響を防止するため、不特定又は多数の人が出入りする空間(公共的空間)を有する施設を規制	屋内での受動喫煙による健康影響を未然に防止し、誰もが快適に過ごせる街を実現するため、「人」に着目した対策(従業員や子どもを受動喫煙から守る)を都独自の新しいルールとして打ち出し条例を制定予定	
規制内容		施設を主に第一種区分(学校、病院、児童福祉施設等、行政機関等)と第二種区分(それ以外の多数の者が利用する施設等)に分け、規制内容を規定	施設の区分ごとに個別に規制対象区域と規制内容を規定	第1種施設(禁煙)、第2種施設(禁煙または分煙)、特例第2種施設(努力義務)に分類し規定	学校、病院、児童福祉施設等、行政機関等の区分とそれ以外の多数の者が利用する施設等の区分に分け、規制内容を規定	
主な規制対象施設	小学校、中学校、高等学校	敷地内禁煙(屋外喫煙場所設置可)	敷地内禁煙	公共的空間の禁煙(喫煙所設置可)	敷地内禁煙(屋外喫煙場所は設けないよう努める)	
	医療機関		建物内禁煙		敷地内禁煙(屋外喫煙場所設置可)	
	官公庁					
	児童福祉施設					
	大学					公共的空間の禁煙(既存喫煙室のみ可)
	飲食店	原則	原則屋内禁煙(喫煙専用室設置可)	公共的空間の禁煙または厳格な分煙		公共的空間の禁煙または分煙
		特例	個人又は中小企業かつ客席面積100㎡以下の既存施設(=既存特定飲食提供施設)は喫煙選択可	客室面積100㎡以下(貸し切り利用のできる個室等は除く)は喫煙選択可	調理場除き面積100㎡以下は禁煙または分煙の努力義務	従業員(同居の親族、家事使用人は除く)がいない施設(=都指定特定飲食提供施設)は喫煙選択可
	宿泊施設(客室除く)	原則	原則屋内禁煙(喫煙専用室設置可)	公共的空間の禁煙または厳格な分煙	公共的空間の禁煙または分煙	屋内禁煙(喫煙専用室設置可)
		特例		フロントロビー面積100㎡以下はフロントロビーのみ喫煙を選択することが可能	施設面積700㎡以下は禁煙または分煙の努力義務	
	物品販売店	公共的空間の禁煙または厳格な分煙		公共的空間の禁煙(喫煙所設置可)		
老人福祉施設	努力義務	努力義務				
風俗営業施設(パチンコ、まあじゃん)	対象外	対象外				
事務所(職場)	対象外	対象外				
表示(標識の掲示)の義務		喫煙できる設備がある施設については表示が必要。喫煙専用室等の喫煙できる場所と当該場所を有する施設の出入口に掲示		全ての対象施設で喫煙環境(禁煙、分煙、喫煙区域等)の表示が必要	全ての対象施設で喫煙環境(禁煙、分煙、喫煙区域等)の表示が必要	
加熱式たばこの取り扱い		当分の間の措置として加熱式たばこ専用喫煙室(飲食店の場合、飲食しながら喫煙が可能)の設置が認められる。罰則の適用もあり	紙巻きたばこと同じ(特別の規定なし)	紙巻きたばこと同じ(特別の規定なし)	当分の間の措置として加熱式たばこ専用喫煙室(飲食店の場合、飲食しながら喫煙が可能)の設置が認められる。罰則の適用はなし	
罰則		過料のみ。表示が必要な施設に表示がない場合、勧告、命令を経ることなく罰則を適用	罰金と過料を設定	過料のみ。未成年者の喫煙場所への立ち入りについて、施設管理者への過料を設定	過料のみ。法案に準じて規定しているが、加熱式たばこに関するものは当分の間、適用除外	
主な違反内容	受動喫煙防止措置等の未実施(命令後、改善がみられない場合)	50万円以下の過料	30万円以下の罰金	5万円以下の過料	5万円以下の過料	
	対策の実施状況等に関する虚偽の報告・資料提出等	20万円以下の過料	20万円以下の罰金		2万円以下の過料	
	立入検査の拒否・妨害等		10万円以下の罰金			
	表示等の未掲示、紛らわしい掲示	50万円以下の過料	罰則なし	5万円以下の過料(命令後、改善がみられない場合)	5万円以下の過料	
	未成年者の立入禁止義務違反	罰則なし	罰則なし	5万円以下の過料(命令後、改善がみられない場合)	罰則なし	
	喫煙禁止場所における喫煙	30万円以下の過料	2万円以下の過料	2万円以下の過料	3万円以下の過料	

【参考】東京都子どもを受動喫煙から守る条例

- 子どもを受動喫煙の悪影響から保護するための責務(努力義務。罰則なし)を規定
- 家庭内、自動車内、公園・広場、学校周辺、小児医療施設での禁煙の努力義務
- 施設内の喫煙ができる場所等に子どもを立ち入らせない努力義務などを規定
- 30.4.1施行